

令和9年度地域の文化・芸術活動助成事業 公立文化施設活性化計画プログラム募集要項

1 趣旨

公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域において果たすべき公立文化施設の役割及びその実現のための方策を記載した計画を、地方公共団体等が主体的に企画・策定する事業に助成する。

また、本事業の成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興を通じて、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。

2 事業実施者

事業実施者は、助成要綱第3条の規定によるものとする。

3 事業要件及び事業実施期間

(1) 事業要件

本プログラムで助成する事業は、以下の要件を全て満たすものとする。

① [自主性]

地方公共団体等が主体的に企画し、実施する事業であること。

② [対象事業]

次のいずれかの内容を含む計画を策定する事業であること。

なお、原則として、助成申請を行う地方公共団体等の区域内に所在する公立文化施設を対象施設とする。また、2か年をかけて策定する場合は、その必要性及び理由を明確に記入すること。

ア 公立文化施設の政策評価（類似する他の公立文化施設が評価を行う場合（いわゆるピア・レビュー）を含む。）

イ 市町村合併に対応した公立文化施設の管理・運営方策

ウ 公立文化施設による地域活性化効果の調査

③ [モデル性]

他の地域の参考となるような計画であること。

(2) 事業実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。助成期間が2か年にわたる計画であっても、今回の申請対象となるのは、当該年度内に完了する部分に限る。

4 助成措置

(1) 助成対象期間

助成決定初年度を含め2か年以内とし、各年度の申請内容を審査のうえ決定する。

(2) 助成額

助成額は、次の算式により算出された額と助成上限額とを比較し、いずれか少ない額を基本として、予算の範囲内で決定する。

【助成額】 (助成対象事業経費) × 2 / 3

【助成上限額】 200 万円

5 助成に関する手続き

事業の助成を希望する地方公共団体等は、次に掲げる書類（以下、「助成申請書」という。）を、助成要綱第5条の規定により提出するものとする。

(1) 助成事業の申請

① 共通資料（提出部数 ア～ウ：紙媒体各1部、電子データ各1部、エ：紙媒体各1部）

ア 事業申請書（別記様式1-1）

イ 申請概要書（別記様式1-2）

ウ 助成対象事業経費の内訳（予定）（別記様式1-3）

エ 添付資料

（ア）対象施設パンフレット

（イ）対象施設平面図等

（ウ）施設に関する文化振興ビジョン、文化振興条例等

（エ）事業の概要を把握できる企画書・リーフレット等

（オ）支出内訳の具体的な積算根拠を明示した資料（任意様式）

※（ア）から（ウ）については、申請初年度のみ添付

② 必要に応じて提出する資料（提出部数：紙媒体各1部）

ア 申請者が特定指定管理者または特定公益法人の場合

（ア）副申書（別記様式2）

（イ）基本財産（当初出資、現基本財産構成等）に関する資料

イ 事業実施者が指定管理者の場合

指定管理者として指定を受けていることを証する書類

(2) 申請内容の変更（提出部数：紙媒体各1部）

① 事業変更承認申請書（別記様式3-1）

② 事業変更の概要（別記様式3-2）

③ 当初申請書類を見え消しで訂正したもの

(3) 実績報告

① 共通資料（提出部数 ア～エ：紙媒体各1部、電子データ各1部、オ：紙媒体各1部）

ア 実績報告書（別記様式4-1）

イ 実績概要書（別記様式4-2）

ウ 助成対象事業経費の内訳（実績）（別記様式4－3）

エ 助成対象事業経費の明細及び請求書（または領収書）の写しの整理表（別記様式4－4）

オ 添付資料

（ア）計画書等の成果物

（イ）請求書（または領収書）の写し、各費目の具体的な積算根拠を明示した資料（助成要綱別紙2参照）

（ウ）アンケートの様式及び集計結果（回答者個人の回答は不要とし、集計結果が成果物に記載されている場合は提出不要）

② 必要に応じて提出する資料（提出部数：紙媒体各1部）

事業実施者が一般指定管理者である場合には、当該一般指定管理者に対して申請者が助成対象事業経費として支出した額を証明する書類の写しを提出すること。

（4）提出先

申請に当たっては、助成要綱第5条の規定により提出を行うものとする。なお、助成決定（内定）後の事業内容の変更承認申請及び実績報告については、申請者が直接地域創造に提出するものとする。

① 紙媒体等の郵送物

〒107-0052

東京都港区赤坂2－9－11 オリックス赤坂2丁目ビル9階

一般財団法人地域創造 総務部 助成担当あて

② 電子データ

メールアドレス： josei@jafra.or.jp

6 助成等の表示

助成要綱第6条第1項から第3項の規定により、全ての成果物に、地域創造が助成している旨を必ず表示すること。なお、地域創造が助成している旨の表示がなかった場合には、事前に地域創造の承認を得たものを除き、原則として当該成果物の作成にかかった経費は助成対象経費に含めないものとする。

7 その他

（1）住民の参加

地方公共団体等は、計画の策定に当たり、アンケートの実施等により広く住民の意見を把握し、これを反映するものとする。

（2）その他

この要項に定めのない事項については、地域創造が別に定めるものとする。